

ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義の使用について

平成 31 年 4 月 19 日
ギャンブル等依存症対策
推進本部 決定

ギャンブル等依存症対策推進本部は、求めに応じてギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義の使用を承認することにより、ギャンブル等依存症対策の推進を図ることとする。

このため、ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義の使用に関し必要な事項は、本部長が定める。

ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義に関する規程

平成 31 年 4 月 19 日
ギャンブル等依存症対策推進本部長決定

「ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義の使用について」（平成31年4月19日ギャンブル等依存症対策推進本部決定）に基づき、ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義に関する規程を次のとおり定める。

（趣旨）

第1条 ギャンブル等依存症対策推進本部としてその趣旨に賛同し、積極的に支援する価値があると認められる講演会、講習会、競技会、普及運動その他の行事、映像の制作、出版物の刊行等（以下「行事等」という。）に対しては、この規程の定めるところにより、ギャンブル等依存症対策推進本部の後援、協賛、賛助、監修等（以下「後援等」という。）の名義の使用を承認できるものとする。

（内閣官房副長官補の指名する内閣参事官との協議）

第2条 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局（以下「ギャンブル等依存症対策推進本部事務局」という。）は、あらかじめ内閣官房副長官補の指名する内閣参事官（文書審査を担当する内閣参事官をいう。以下同じ。）と次条に規定する審査基準により協議しなければならない。

（審査基準）

第3条 後援等名義の使用は、次に掲げる基準を満たすと認められる行事等について、これを承認することができる。この場合において、ギャンブル等依存症対策推進本部の信用を失墜させることのないよう十分配慮しなければならない。

一 主催者等及び関係者に関する基準

行事等の主催者、制作者、発行者等（以下「主催者等」という。）が、次のいずれかに該当し、かつ、主催者等及び関係者が信用し得る者であること。

ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）

イ 地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）

ウ 国立大学法人、大学

エ 公益社団法人又は公益財団法人

オ 報道機関

カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる者（宗教法人を除く。）

二 行事等の内容に関する基準

行事等の内容が、次のアからカまでに適合するものであること。

ア ギャンブル等依存症対策推進本部の所掌事務の推進、普及又は啓発に積極的に寄与するものであり、かつ、当該行事等に対し、原則として、2以上の府省庁が後援等の名義の使用を承認するものであること。

- イ 国民の生活又は教養の向上に寄与するものであること。
- ウ 行事等が全国的又はこれに準じた広域性を有するものであること。
- エ 行事等の所要経費についての資金計画が十分なものであること。
- オ 特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。
- カ 行事等にあつては、事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること。

(申請手続)

第4条 主催者等は、別紙様式による申請書に關係書類を添えて、当該行事等の原則として1か月前（ポスターその他の印刷物等に後援等団体名を掲載する場合には、その印刷の1か月前）までに、ギャンブル等依存症対策推進本部事務局に申請を行わなければならない。

(監督指導)

第5条 後援等名義の使用の承認後においても、ギャンブル等依存症対策推進本部事務局は、次に掲げるところにより、後援等名義使用の承認を受けた主催者等（以下「承認主催者等」という。）を監督指導するものとする。

- 一 行事等について、承認主催者等又は関係者がこの規程の趣旨に反する行為を行わないよう、常に注意する。
- 二 承認主催者等又は関係者がこの規程の趣旨に反する行為を行っている疑いがある場合には、現地調査等必要な調査を行い、その事実が判明した場合には、承認主催者等に対し、その是正を原則として、文書により勧告する。

(承認の取消し)

第6条 承認主催者等が前条第2号の勧告に従わない場合には、ギャンブル等依存症対策推進本部事務局は、内閣官房副長官補の指名する内閣参事官と協議の上、速やかに承認を取り消し、直ちに承認主催者等に通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(結果の報告)

第7条 ギャンブル等依存症対策推進本部事務局は、行事等の終了後、速やかに、承認主催者等に行事等の実施内容、収支決算その他必要な事項を記載した結果報告書を提出させなければならない。

(専決処理)

第8条 ギャンブル等依存症対策推進本部後援等名義使用の承認に関する事項については、極めて重要なものを除き、内閣官房副長官補が専決処理することができる。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、内閣官房副長官補が定める。

附 則

この決定は、平成31年4月19日から施行する。

別紙様式

文 書 番 号
年 月 日

ギャンブル等依存症対策推進本部長
〇〇 〇〇 殿

申請者住所
申請団体名
氏名 印

〇〇〇〇に対するギャンブル等依存症対策推進本部後援（協賛等）の名義の使用の承認申請について

下記〇〇〇〇に対するギャンブル等依存症対策推進本部後援（協賛等）の名義使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行事等の名称及び目的
- 2 行事等の主催者
- 3 行事等の期間（期日）及び場所

（関係書類）

- 1 行事等の概要（議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止及び公衆衛生のための措置、入場料、他の後援等の団体等）を明らかにする書類
- 2 行事等の収支予算書
- 3 主催者等が民間団体の場合には、定款又は寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等団体の性格及び内容を明らかにする書類
- 4 その他必要書類

ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義に関する規程実施細則

〔平成31年4月19日
内閣官房副長官補決定〕

(関係書類)

第1条 ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義に関する規程（平成31年4月19日ギャンブル等依存症対策推進本部長決定。以下「規程」という。）第4条に規定する「関係書類」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行事等の概要（例えば、行事にあつては、その目的、日時、議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止及び公衆衛生のための措置、入場料、他の後援等の団体（申請中のものを含む。）等）を明らかにする書類
- 二 行事等の収支予算書
- 三 主催者等が民間団体である場合には、定款又は寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格及び内容を明らかにする書類

(承認の決定)

第2条 承認の決裁は、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局（以下「ギャンブル等依存症対策推進本部事務局」という。）において起案し、内閣官房副長官補までの決裁を得るものとする。

- 2 起案に当たっては、ギャンブル等依存症対策推進本部事務局は、当該行事等について規程第3条の審査基準に基づき審査した結果を詳細に記載した承認理由書を決裁文書に添付するものとする。

(結果の報告)

第3条 規程第7条の結果報告書を受理したギャンブル等依存症対策推進本部事務局は、速やかに、申請書及び申請書に添付された関係書類に記載された事項と照合の上、結果報告書を内閣官房副長官補に供覧するものとする。

附 則

この決定は、平成31年4月19日から施行する。